

東京都認証学童クラブ事業

【①運営基準】

全ての運営基準を満たす学童クラブを認証し、運営にかかる経費を補助

区分	認証学童クラブ	国基準
設置・運営形態	公設公営、公設民営、民設民営	公設公営、公設民営、民設民営
専用区画	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の間は、児童1人につき1.65㎡以上を確保 (将来的には、児童1人につき1.98㎡以上確保) ・日によって変わるタイムシェアは、一時的なものとする ・専用区画に加えて複数の場の確保に努めること 	児童1人につき概ね1.65㎡以上
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの支援単位で、上限40人(41人から45人は、経過措置を設定) ・支援単位ごとの育成支援の実施 	1つの支援単位で、概ね40人以下(上限なし)
職員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・1支援単位に支援員を3人以上配置(その2人を除き、補助員でも可) ・1支援単位につき、1人は常勤の支援員を配置 (勤務時間は、概ね8時間/日とするよう努めること) ・常勤の支援員の複数配置に努めること 	1支援単位に支援員を2人以上配置(その1人を除き、補助員でも可)
職員の確保、定着、育成	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務条件や賃金体系の策定 ・研修計画の策定及び研修の実施 ・ICTの活用に努めること 	—
障害児	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の子供の状況に応じた環境に配慮 ・職員配置、施設や設備の改善等の工夫 ・職員間の情報共有や研修等による障害の理解 	—
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の意見を聞く場や機会の創設 ・多様な活動や遊びの実施 	—
開所日数	毎日(日曜・祝祭日・年末年始を除く。 <u>土曜日はニーズに応じた開所も可能</u>)	年間250日以上
開所時間	<ul style="list-style-type: none"> ・平日午後7時まで ・授業休業日は午前8時～午後7時まで(<u>他事業で朝の居場所を確保する場合は緩和あり</u>) ・午前8時より前や午後7時を超えた開所に努めること 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日1日3時間以上 ・授業の休業日は1日8時間以上
昼食提供	長期休業期間における昼食提供の仕組みの導入	—
質の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都福祉サービス第三者評価の受審 ・都による報告徴収及び立入調査等の仕組みの導入 ・直接申込やサービス内容などの公表 	—